

民事裁判情報管理提供機関
の
指定公募要領

令和8年1月

法務省大臣官房司法法制部
審査監督課

目次

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 1 | はじめに..... | 2 |
| 2 | 業務内容..... | 2 |
| 3 | 募集概要・応募要件 | 2 |
| (1) | 募集概要 | 2 |
| (2) | 応募要件 | 3 |
| 4 | 募集について | 3 |
| (1) | 募集受付期間 | 3 |
| (2) | 応募方法 | 3 |
| (3) | 提出先・問合せ先 | 4 |
| (4) | 提出書類 | 4 |
| (5) | 申請に当たっての留意事項 | 6 |
| 5 | 審査方法..... | 6 |
| 6 | 結果の通知等 | 7 |

1 はじめに

デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化している背景を踏まえ、民事裁判情報の適かつ効果的な活用の促進を図るため、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和7年法律第49号）が成立し、令和8年1月15日に一部施行されました。

これを踏まえ、法務省では、同法第5条第1項に基づく指定法人の公募を行います。応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いします。

（参照法令等）

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和7年法律第49号。以下「法」という。）
- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（令和8年法務省令第1号）
- 民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（令和8年法務省告示第2号。以下「基本方針」という。）

2 業務内容

指定法人は、次の事項に掲げる業務を適正に実施すること。

- ① 最高裁判所から提供を受けた民事裁判情報を記録した電磁的記録を整理し、必要な仮名加工処理を行うこと。
- ② 広く一般の需要に応ずるに足りる仮名加工民事裁判情報に係るデータベースを整備すること。
- ③ 仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対し、情報提供契約に基づき仮名加工民事裁判情報を電磁的方法により提供すること。
- ④ 自己の保有する民事裁判情報や仮名加工処理の際に保有民事裁判情報から削除した情報を管理すること。
- ⑤ 訴訟関係者や利用者等から苦情の申出を受けて追加的な仮名加工等を行い、仮名加工民事裁判情報を適切に利用できるようにすること。

なお、民事裁判情報管理提供業務に要する費用は、情報提供契約を締結した者から收受する利用料金により賄うこと。

3 募集概要・応募要件

（1）募集概要

| | |
|------|---|
| 件名 | 民事裁判情報管理提供機関の指定 |
| 募集期間 | 令和8年1月27日（火）午前10時 ～同年3月5日（木）午後5時【必着】 |
| 募集形式 | 公募 |

| | |
|----------|----|
| 指定する法人の数 | 1者 |
|----------|----|

(2) 応募要件

- ① 一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であること。
- ② 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ④ 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。

4 募集について

(1) 募集受付期間

令和8年1月27日（火）午前10時から同年3月5日（木）午後5時まで【必着】

(2) 応募方法

郵送又は電子メールによること。いずれの場合であっても、期間内の確実な提出のために、余裕を持って対応のこと。

- ・郵 送：(3) 記載の住所に、(4) の提出書類一式の正本1部及び副本1部の計2部並びにその電子ファイルを記録した電磁的記録媒体を、宛名面に「民事裁判情報管理提供機関の指定に係る申請書類」と赤字で明記した封筒に入れて郵送すること。適宜の箇所に担当者名及び担当者連絡先を必ず明記のこと。
- ・電子メール：(3) 記載のメールアドレスに、(4) の提出書類の電子ファイルを添付して送付すること。

添付するファイルのサイズが15メガバイトを超過する場合は、事前に(3)記載のメールアドレスか電話に連絡をすること。

送付に当たっては、電子メールの件名を「民事裁判情報管理提供機関の指定に係る申請書類（法人名）」とし、本文に申請法人名、担当者名及び担当者連絡先を必ず明記のこと。

申請に係る電子メールを受信した旨の連絡が2営業日以内に届かない場合、応募書類が不達であるため、必ず返信を確認し、返信がない場合は電話等適宜の方法で確認すること。

なお、提出書類の一部を郵送で送付する場合は、その旨をメール本文に記載すること。

(3) 提出先・問合せ先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房司法法制部審査監督課 民事裁判情報活用促進係

TEL: 03-3580-4111 (内線5919)

電子メール: houseibu-kikaku/atmark/moj.go.jp

※ スパムメール対策として「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際には「@」に変更すること。

問合せ対応時間: 9:00~12:00、13:00~16:00

(4) 提出書類

| 書類名 |
|--|
| (1) 申請書 |
| (2) 添付書類 |
| ① 定款 |
| ② 登記事項証明書 |
| ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録） |
| ④ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類（※1） |
| ⑤ 役員の氏名及び略歴を記載した書類（※2） |
| ⑥ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（※3） |
| ⑦ 現に行っている業務の概要を記載した書類 |
| ⑧ 民事裁判情報管理提供業務の実施に関する計画を記載した書類（※4） |
| ⑨ 役員が法第5条第1項第5号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類（※2） |
| ⑩ その他参考となる事項を記載した書類 |

※1 理事会等の議事録等とする。

※2 旧氏使用可。ただし、②の登記事項証明書の記載と平仄を合わせ、同一人であることが確認できるものとする。

※3 民事裁判情報管理提供業務の実施体制が分かる組織図であって、責任体制のほか、民事裁判情報管理提供業務の一部を外部に委託することを予定している場合は、委託を予定する業務の内容、委託先の選定に関する事項（委託先の適正性に関する情報を含む。）、委託先が業務を通じて知り得た情報を確実に保持するための情報管理体制、委託先に対する監督体制等が明確になっているものとする。

※4 「民事裁判情報管理提供業務の実施に関する計画を記載した書類」には、以下の事項について記載するものとする。

| | | |
|-----|---------------------------------|---|
| (1) | 民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施に関する事項 | |
| | (イ) | 民事裁判情報管理提供業務を行う時間及び休日に関する計画並びに事務所の所在地 |
| | (ロ) | 民事裁判情報管理提供業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する計画 |
| | (ハ) | 保有民事裁判情報の保存期間に関する計画 |
| | (二) | 保有民事裁判情報の加工の方法に関する計画 |
| | (ホ) | 情報提供契約の締結に関する計画 |
| | (ヘ) | 料金に関する計画 |
| | (ト) | 苦情の処理に関する計画 |
| | (チ) | 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないことの説明。 |
| | (リ) | 法第6条第1項第4号に規定する附帯業務に関する計画 |
| | (ヌ) | その他民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施に関し参考となる説明。 |
| (2) | 民事裁判情報管理提供業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項 | |
| (3) | 保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項 | |
| | (イ) | 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する計画 |
| | (ロ) | 保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止に関する計画 |
| | (ハ) | 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の措置に関する計画 |
| | (二) | 民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿及び書類の管理に関する計画 |
| | (ホ) | 取り扱う情報の性質等に即した安全管理措置が適切かつ確実に担保され、継続的に維持されることの説明(※5)。 なお、裁判所から民事裁判情報の提供を受ける際に、裁判所が求める情報セキュリティ基準や要件等に対応できることの説明を含める。 |
| | (ヘ) | 民事裁判情報管理提供業務の一部を委託することを予定している場合、委託を予定する業務の内容、委託先の選定に関する事項、情報管理体制、安全管理措置及び委託先に対する監督に関する説明。 |
| | (ト) | その他保有民事裁判情報等の安全管理に關し参考となる説明。 |

※5 基本方針第3「3 保有民事裁判情報等の安全管理に関する基本的な考え方」参照のこと。なお、技術的な安全管理措置については、【別紙 情報セキュリティに関する説明対応表】に記載の上、提出すること。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ① 電子メールによる提出は、法務省のメールサーバが受信した時刻を提出日時とする。システムの不具合の発生等に備えて余裕を持って提出のこと。
- ② 郵送の場合は、提出期限必着とし、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとする。
- ③ 郵送する場合に用いる電磁的記録媒体は、CD-R 又は DVD-R とする。
- ④ ファイル形式は、アドビシステム社の PDF ファイルとする。
- ⑤ 申請の際、今後の連絡窓口として、2名以上の方の連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を明記すること。
- ⑥ 提出書類等は返却しない。
また、提出後の提出書類等の変更又は取消しは、その理由の如何にかかわらず認めない。
- ⑦ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ⑧ 提出書類等の内容は、秘密保持に十分配慮の上、今回の公募に関する審査にのみ利用するが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される可能性がある。

5 審査方法

- (1) 次の①から⑤までの全ての要件を満たしていなければ、民事裁判情報管理提供機関の指定を行わない。
 - ① 一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であること。
 - ② 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
 - ③ 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ④ 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。
 - ⑤ 申請者の役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

イ 法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(2) (1)の要件を満たしている者が1者の場合は、当該者を民事裁判情報管理提供機関として指定する。

(3) (1)の要件を満たしている者が複数者いる場合は、申請内容を審査し、より要件を満たす1者を民事裁判情報管理提供機関として指定する。

6 結果の通知等

審査結果は、審査の終了後、法務省から申請者に速やかに通知する。

情報セキュリティに関する説明対応表

| 対策区分 | 対策方針／対策要件 | 対応の有無 | 資料 |
|-----------------------|------------------------------------|-------|----|
| 侵害対策 | 通信回線対策 不正通信を遮断する対策を取っているか | | |
| | 通信のなりすまし防止対策を取っているか | | |
| | サービス不能化の防止対策を取っているか | | |
| | 不正プログラム対策 不正プログラムの感染防止対策を取っているか | | |
| | 不正プログラム対策の管理は行っているか | | |
| | セキュリティホール対策 運用時の脆弱性対策を取っているか | | |
| | | | |
| 不正監視・追跡 | 不正侵入を検知する対策を取っているか | | |
| | サービス不能化を検知する対策を取っているか | | |
| データ保護 (機密性・完全性の確保) | 通信経路上の盗聴防止対策を取っているか | | |
| | 保有民事裁判情報の機密性は確保されるか | | |
| | 仮名加工民事裁判情報の完全性は確保されるか | | |
| 物理対策 | 情報窃取・侵入の物理的対策を取っているか | | |